

＜中核市移行基本方針＞

現時点での執行機関としての基本的な考え方をまとめたもの。

中核市移行の目的

・川口市自治基本条例のもと、市民とともにまちづくりを進める

中核市移行がもたらす効果

・自らのまちの事を自ら決められる領域の拡大による自治の活性化

中核市移行が生み出す成果

・地域力・市民力が有効に機能する、賑わいと魅力にあふれるまちの実現

中核市移行の目標期日

・平成30年4月1日

＜本市が新たに実施する主な事務＞

項目	事務数
全体	1,957
行政分野別内訳	
①民生行政に関する事務 ・養護・特別養護老人ホームの基準の条例制定 ・身体障害者手帳の交付 など	374
②保健衛生行政に関する事務 ・感染症の予防及びまん延防止 ・保健所の設置 など	1,273
③環境行政に関する事務 ・産業廃棄物処理施設設置の許可及び立入検査 ・建設廃材リサイクルの適正な実施に関する立入検査 など	207
④都市計画・建設行政に関する事務 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、検査及び監督	87
⑤文教行政に関する事務 ・重要文化財の現状変更等の許可 ・県費負担教職員の研修 など	16
移譲事務区分別内訳	
法律・政令に基づく事務	1,299
省令、要綱等に基づく事務	295
県単独事務	363

※1 移譲事務項目数は、法律の改正等により変更になることがある。

※2 県単独事務の移譲は、今後埼玉県と協議する。

＜（仮称）川口市保健所について＞

■平成30年4月開設。検査業務は開設時から段階的に実施する予定。

- ① 現在、県川口保健所が行っている精神保健、感染症予防、医事及び薬事、食品衛生、環境衛生等に関する業務を引き継ぐ。
- ② 食中毒発生等の健康危機に対し迅速に対応できるよう、検査業務の一部等を開設時から実施。施設、設備並びに人材確保及び育成の支援を県から受け、自立した検査体制を段階的に整える。
- ③ 保健所業務と市が保健センター等で行ってきた保健衛生業務とを一体的に提供できる体制を整える。

■平成27年度に（仮称）川口市保健所基本計画の策定を予定

具体的な方向性

- ① 保健衛生行政の中核としての機能
・保健衛生行政の中核的な機関
・保健所と保健センターが担う保健衛生事業等を一貫した体制で実施
・保健衛生関連の諸課題を迅速かつ横断的に取り組める体制を構築
- ② 健康危機管理の拠点としての機能
地域の医療機関や関係機関、県との連携体制の強化に取り組む
- ③ 保健、医療、介護及び福祉分野との連携
本市の特性に合わせた連携を進め、地域保健対策を強化。

＜今後の取り組み＞

- (1) 基準財政需要額増額分（試算）約25億円をベースに事務を精査
- (2) 移譲事務を円滑に遂行できる組織・職員体制を検討
- (3) 組織体制が十分機能できる施設配置を検討
- (4) 専門職員は平成28年度から採用
- (5) 専門職員の育成・派遣を県と綿密に協議
- (6) 新たな事務に係る条例の整備及び審議会などを設置
- (7) 市民への広報普及活動を推進
- (8) 庁内検討組織及び埼玉県と本市との協議の場を設置

＜中核市移行への想定スケジュール＞

平成26年度	11月	知事への協力要請 県と市との協議の場設置、移行準備作業開始	準備作業
平成27年度			
平成28年度	(H29) 1月 3月	国への説明 川口市議会での「中核市指定申出」議案の議決	手続き
平成29年度	4～6月 8～10月	県・県議会での手続き 国での手続き	
平成30年度	4月	中核市移行（4月1日）	

＜中核市への移行により実現するサービスなど＞

※ 具体例はイメージ。今後、実務的にさらに検討。

(1) 行政サービスの迅速化

- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(2) 行政サービスの効率化

- ・市が行っている社会福祉法人監査と新たに移譲される社会福祉施設監査の一元的な実施
- ・産業廃棄物と一般廃棄物の市民への一元的な対応

(3) 市民目線に立ったきめ細やかな施策の展開

- ・市の歴史や文化をより踏まえた市立小中学校県費負担教職員の研修の実施
- ・民生委員の定数の決定及び研修の実施によるきめ細やかな活動の展開
- ・小児慢性医療を市が担うことによる、すでに市が実施している未熟児養育医療との一体的な療育の指導・相談体制の構築

(4) 既存事業と中核市移行に伴う新たな事業との連携

- ・保健センターが実施している母子保健、成人保健及び難病などの相談業務に、保健所の権限が加わることによる、医療機関や福祉部門と連携した一元的で総合的な保健衛生行政の展開

(5) 新たな権限に係る関係団体等との連携の充実・強化

- ・生命や健康の安全を脅かす事態（健康危機）の未然防止や発生時の適切な対応に係る関係機関・団体との相互協力体制の構築
- ・社会福祉法人と社会福祉施設との連携による高齢者福祉の増進
- ・飲食店等と連携した市内環境衛生の向上
- ・診療所・薬局と連携した健康増進施策の浸透

(6) 市域全体の活性化

- ・独自性の高い市民サービスの提供により都市の魅力が増し、地域経済や地域コミュニティの活性化が図れる。

(7) 行政の透明性の向上

- ・包括外部監査制度の義務化により、行政に対する監査機能が強化され、行政のより一層の透明性を高められる。

(8) 行政能力の向上

- ・良質な市民サービスを柔軟な発想で提供することにより、職員の意識改革と行政能力の向上を進める組織風土が醸成される。

(9) 持続的に発展するための地方分権の推進

- ・全国の中核市との連携により、地域の実情に根ざした市民サービスの質の向上と量の拡大、財政的な安定に取り組む。